

# 基本構想

## ◆序論◆

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 2
- 2 計画の構成と期間 . . . . . 3
- 3 計画策定の背景 . . . . . 4
- 4 基本フレーム
  - (1) 人口 . . . . . 6
  - (2) 財政 . . . . . 8
  - (3) 産業 . . . . . 10
- 5 筑後市の特性 . . . . . 12
- 6 市民アンケート調査結果 . . 14
- 7 筑後市の課題 . . . . . 16

## ◆本論◆

- 8 筑後市の将来像 . . . . . 18
- 9 将来の人口規模 . . . . . 20
- 10 土地利用構想 . . . . . 22
- 11 施策の大綱 . . . . . 24
- 12 計画実現のために . . . . . 27

## ◆序論◆

### 1 計画策定の趣旨

総合計画は、私たちのまち筑後市の長期的なまちづくりの方向を示す最も基本となるものです。

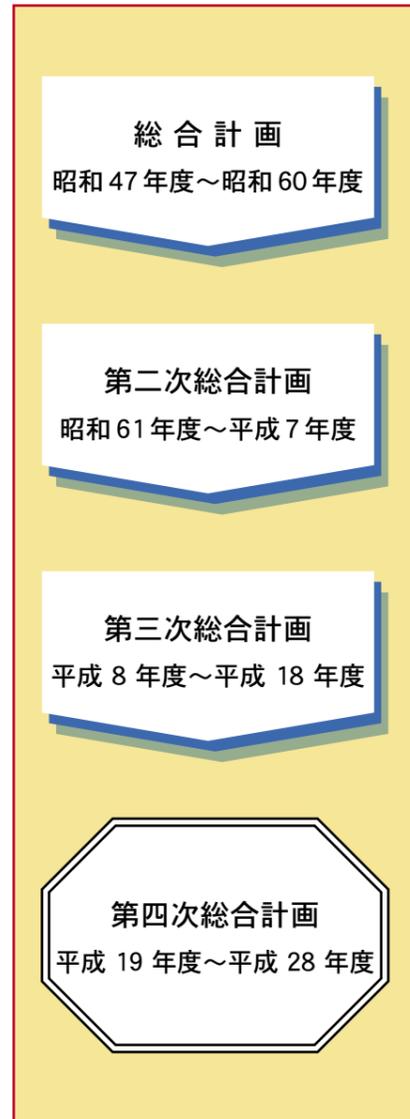
また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、将来の都市像の実現に向けて、市民の皆さんとともに取り組んでいく指針ともなるものです。

本市では、昭和47年に総合計画を策定、昭和60年にこれを見直し、「緑豊かな活力に満ちた連帯感のある人間都市」をめざす都市像とする第二次総合計画を策定、更に平成7年度にこれを見直し、「豊かさ実感彩りあふれる市民都市」を将来都市像とする第三次総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。この間、人口も着実に増え、田園環境を基盤に農業、工業、商業のバランスのとれたまちとして発展してきました。

私たちを取り巻く社会環境は、経済活動の国際化、産業構造の変容、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、高度情報化社会の到来など、様々な分野で大きく変化しています。また、地方分権の進展により、地域が主体性を持って様々な課題・問題に取り組むことを通して、地域の特色を生かしたまちづくりが進められるようになりました。

真に、地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、市民と行政の協働がより一層必要となっています。

こうした背景を踏まえ、「第四次総合計画」はこれまでの筑後市の歩みや築いてきた財産を生かし、市民と行政が一体となって、より魅力のあるまちづくりを進めようとするものです。



### 2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

#### 基本構想

基本構想は、本市のめざす将来の都市像とそれを実現するための施策の大綱を定めるものです。

期間は、平成19(2007)年度を初年度とし、平成28(2016)年度を目標とした10年間です。

#### 基本計画

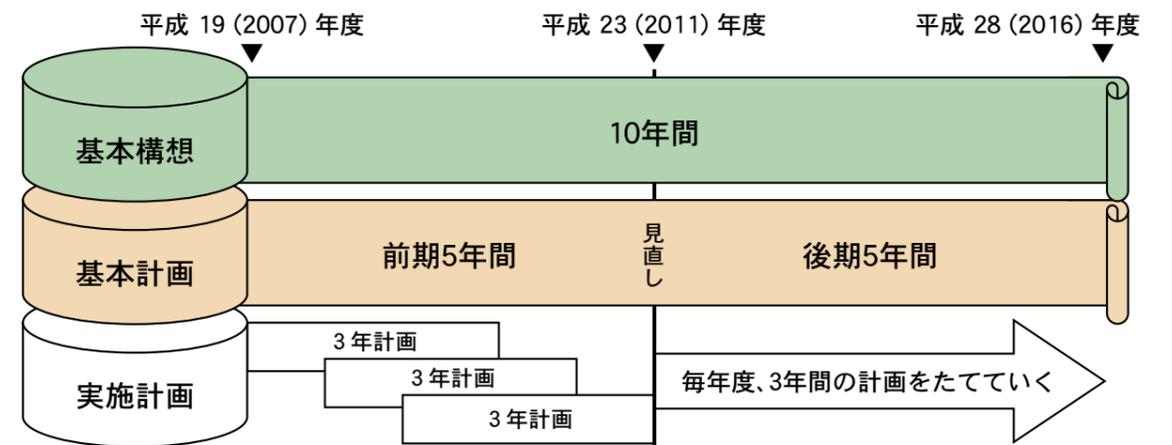
基本構想に基づき、施策ごとにめざす姿と具体的な施策の内容(基本事業)を定めるものです。市民にわかりやすい行財政運営を行うための方策として、「行政評価」※1の考え方を導入します。

前・後期各5年間の中期計画です。

#### 実施計画

基本計画で定めた施策をどのように実施するのかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

実施計画は、毎年度、向こう3年間の計画期間として策定します。



※1 行政評価 行政機関の活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。施策や事務事業について、客観的・具体的な達成目標を設定し、有効性、公平性、効率性、必要性などを評価し、より効果的・効率的な市民にわかりやすい市政の運営をめざすものです。

### 3 計画策定の背景

#### 少子高齢化の進行

わが国では、平均寿命の伸長による更なる高齢化が進む一方で、出生率低下による少子化が進行し、人口減少の時代を迎えました。

少子高齢化により、高齢者一人をより少ない人数で支えることになるため、年金、介護保険などの社会保障分野や経済分野など様々な面で大きな影響を与えるものと予想されます。

本格的な少子高齢化を迎え、子どもを安心して産み育てられる環境や、高齢者が社会参加を通じて健康で生きがいを感じて暮らせるまちづくりが求められています。

#### 環境問題の深刻化

これまで、快適さ・豊かさを求めるライフスタイルへの変化に伴い、大量のエネルギーの消費などにより、地球温暖化が加速し、地球規模での環境破壊が進んでいます。

地球環境問題は人類共通の課題であり、現代に生活する私たちには、未来世代に豊かな自然環境・資源を引き継ぐ使命があります。

そのため、経済産業活動から市民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠であり、市民一人一人が環境への意識を高め、これまでの生活スタイルを見直し、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会※<sup>1</sup>の構築が求められています。

#### 高度情報化社会の到来

情報通信技術の発展により、地球的な規模で時間と距離の制約を受けずに情報のやりとりが可能になります。そして、世界経済から個人生活に至るまで、あらゆる社会経済活動に大きな変革をもたらされようとしています。

こうした流れは、地域においてもコミュニケーションの手段に多様性、選択性をもたらし、今までにない新しい関係や活動を生み出す可能性を秘めています。

しかし、一方では情報活用能力の違いなどによる情報格差、ネットワーク※<sup>2</sup>上のプライバシー侵害やコンピューター犯罪など、新たな問題が生じています。

#### 地方分権の進展

地方分権一括法※<sup>3</sup>の施行をきっかけとして、多くの権限が国・県から市町村へ移譲されつつあり、中央から地方へという地方分権の動きは一層大きくなっています。そのことにより、市町村の役割はますます増大しており、市町村独自の特色のあるまちづくりの推進が求められています。

そのためには、自らの地域のことは自らが責任を持ち、決定、実行するという地方自治本来のしくみづくりと、そのための行財政基盤の強化が重要です。また、多様化する市民ニーズや委譲されてくる権限へ対応するためにも広域行政※<sup>4</sup>の推進を図る必要があります。

#### 協働社会への進化

地方分権の進展、少子高齢化の進行、環境問題への関心の高まりなどを背景に、行政主導から民間主導によるまちづくりの動きが各地で出ています。

また、特定非営利活動促進法の成立により、NPO※<sup>5</sup>法人の社会的役割が法的にも認められ、NPO法人が地域の人々の生きがいや雇用の場としてまちづくりの一翼を担っている地域も少なくありません。

大切なことは、「地域住民のため」のみではなく「地域住民の手によって」行われることであり、まちづくりの過程にNPO法人や市民の参画を促進し、行政との協働によるまちづくりの推進が求められています。

#### 国際化の進展

高度通信技術のめざましい進歩や経済産業の拡大、自由化などにより、人、モノ、情報が国境を越えて移動し、国際的な相互依存関係がますます深まるとともに、国際的な大競争時代を迎えています。

また、地球規模での環境破壊をはじめ、食糧危機や地域紛争による難民問題など、相互に関連し複雑で深刻な課題が存在しています。

これらの課題は、地方公共団体や市民生活においても大きな影響を与えるものであり、これからのまちづくりには国際的な視野が不可欠です。

※1 **循環型社会** 大量生産、大量消費、大量廃棄を見直し、資源を有効に利用して廃棄物を出さないこと、出た廃棄物は資源として再利用すること、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分すること、という考え方が定着した社会のことをいいます。

※2 **ネットワーク** 通信回路で結ばれている複数のコンピューターや関係機器全体のことで、

※3 **地方分権一括法** 正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といいます。目的は、中央と地方の関係を、これまでの上下・主従関係から「対等」な関係へと改め、文字通り地域のことは地域住民が決める民主主義の原点にかえろうとするものです。地方分権とは、自治体にとって主体的な判断で行政運営を行うことであり、それに伴い、直接責任が生じることになります。

※4 **広域行政** 複数の市町村や都道府県が、区域を越えて施設や人材を利用しあうなどの、行政事務・サービスを効率的、効果的に行う取り組みのことで、

※5 **NPO** 英語のNon-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガナイゼーション）の略で、民間の「非営利組織」や「非営利団体」といった意味です。社会の様々な課題に対して、自ら何を行うべきかを考え、自らの意思で活動を起こす人たちが集まって社会的使命を達成するために非営利活動を行うボランティア団体や市民活動団体などのことを指します。

# 4 基本フレーム

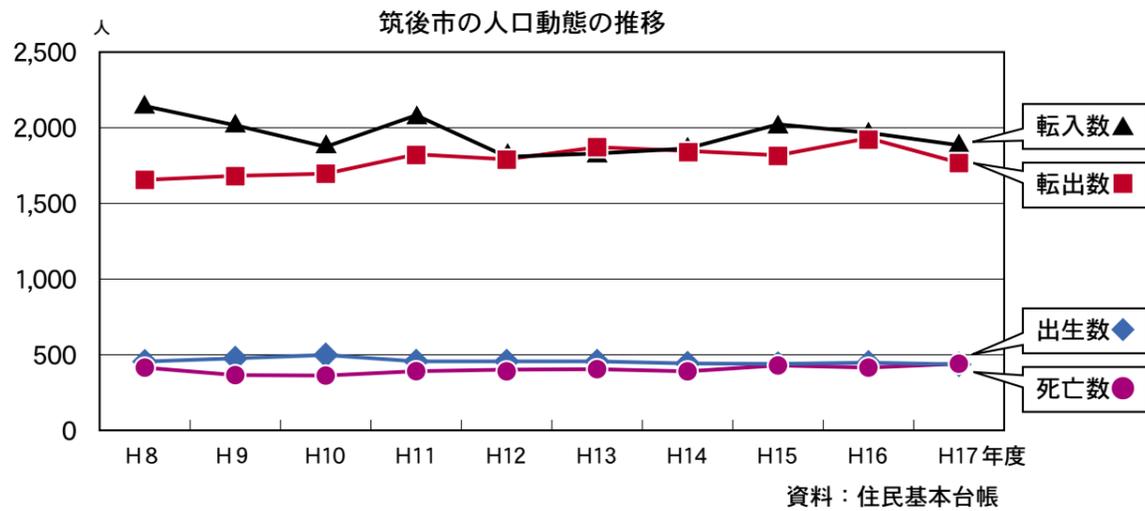
人口・財政・産業の現状をまとめました。

## (1) 人口

### ①人口・世帯数

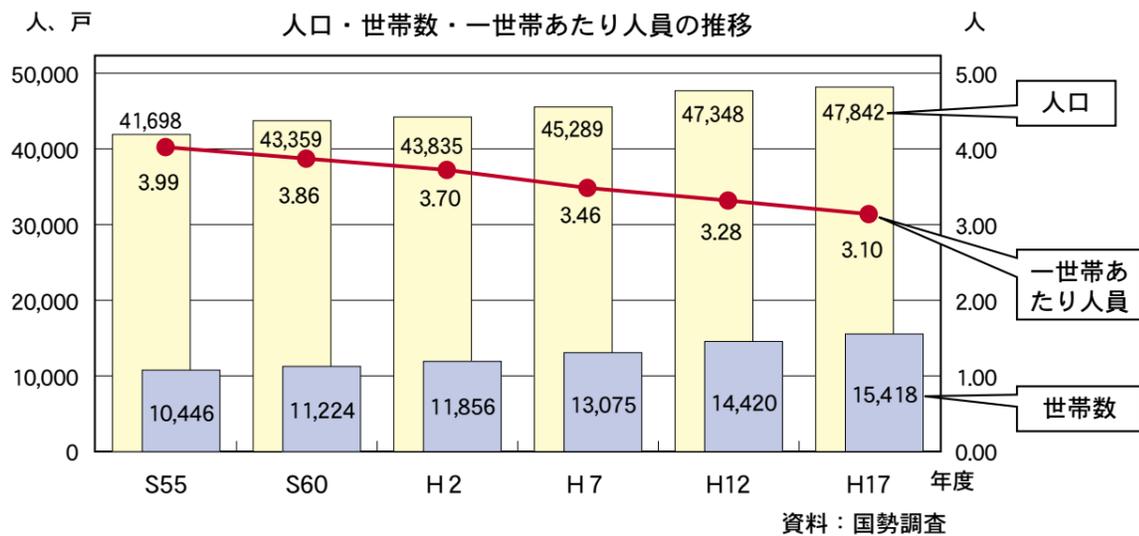
筑後市の人口動態は、ここ10年間はおおむね出生が死亡を上回る自然増が続いており、緩やかな人口増加が継続しています。

もう一つの人口増の要因である社会増については、ここ数年、転入・転出の差がほとんどなく、人口の増減にさほど影響を及ぼしていない状況です。



本市においては、周辺市町村の多くに見られる人口減少の傾向がなく、微増ではありますが増加傾向が続いています。

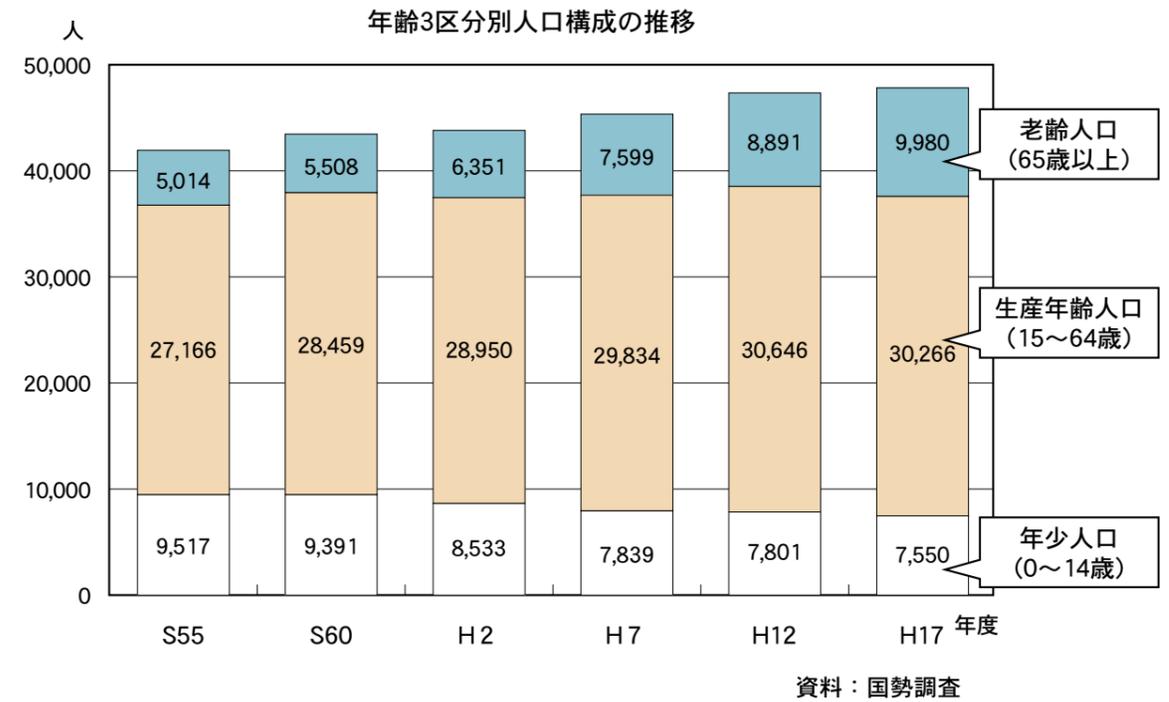
また、世帯数は増加していますが、一世帯あたり人員は年々減少しています。



### ②年齢別構成

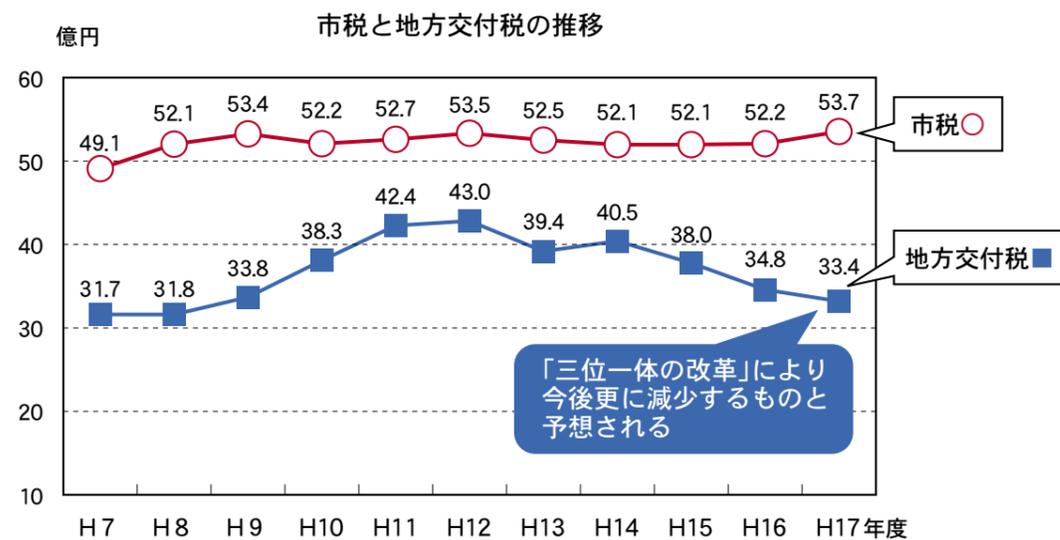
筑後市は、全国的な高齢化傾向と同じく、高齢人口の比率が上昇傾向にあります。

また、出生数の減少による少子化も進行しており、生産年齢人口、年少人口の割合はともに低下しつつあります。

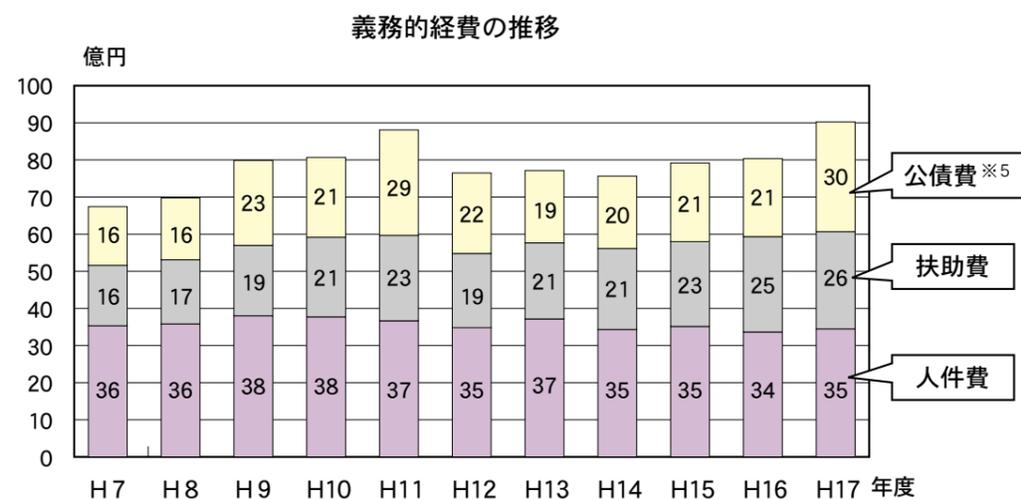


## (2) 財政

過去10年間の市税収入は、平成8年度以降は50億円を超え、安定的に推移しています。しかし、地方交付税<sup>※1</sup>は平成12年度をピークに減少に転じており、今後は国の「三位一体の改革」<sup>※2</sup>などにより更に厳しくなることが予想されます。

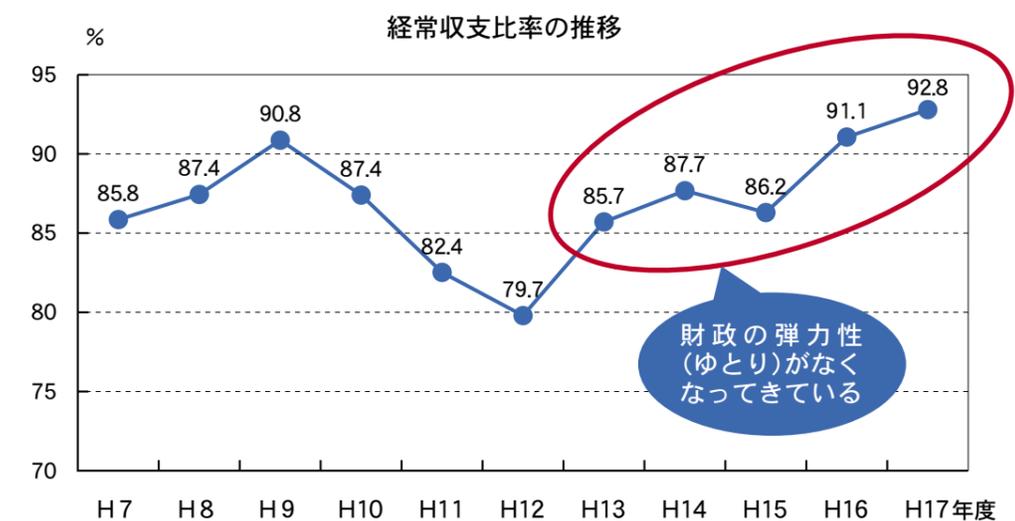


過去の歳出を性質別に見ると、義務的経費<sup>※3</sup>全体は増加傾向にあります。人件費については、職員数の削減などによって減少傾向にありますが、社会福祉、児童福祉、生活保護などの扶助費<sup>※4</sup>は、個人所得の伸び悩みなどの影響もあり毎年増加しています。分野別では、少子高齢化の進行から保健・医療・福祉分野での支出が増加しており、今後もこの傾向が続くものと予想されます。



財政健全化の動向を見ると経常収支比率<sup>※6</sup>は、平成13年度より上昇に転じ、平成17年度には92.8%になっています。建設事業経費などの投資的経費や補助金、積立金などに活用できる財源は平成12年度の29億円をピークに減少し、平成16年度にはおよそ9億円となり財政の弾力性(ゆとり)がなくなってきました。

今後の国の構造改革の動向は不透明な部分もありますが、より厳しくなることが予想され、「行政改革実施計画」などに基づく財政規律の維持と財政改革の推進が必要になっています。

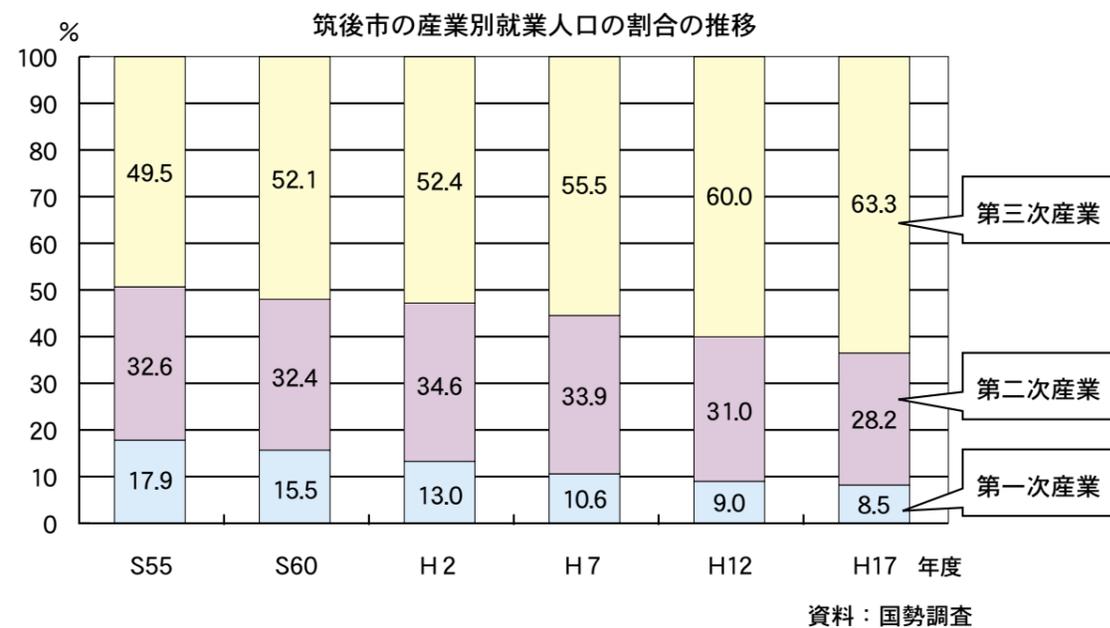
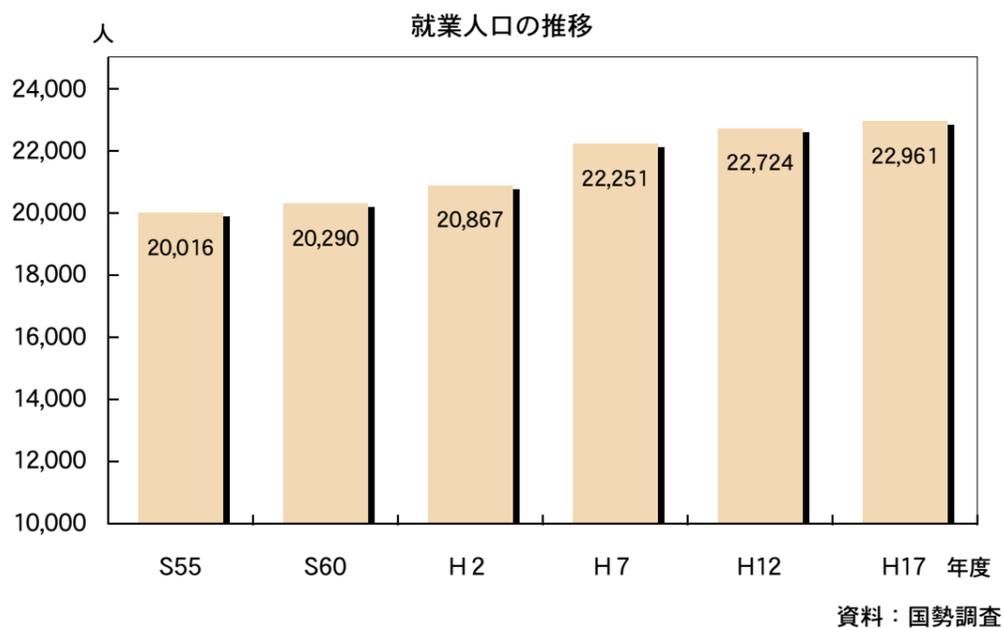


- ※1 地方交付税 国税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源として、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定基準により市に交付するものです。
- ※2 三位一体の改革 ①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの三つの改革を一体的に進めることとしており、これを「三位一体の改革」と呼んでいます。「官から民へ」「国から地方へ」の考え方のもと、国の関与を縮小し、地方が自由に使える財源を増やすことでより住民に身近なところで政策が決定され、税金の使途が決定されるという地方自治の本来の姿の実現に向けた改革といえます。
- ※3 義務的経費 義務的性格の強い経費で、一般的には、経常的に支出せざるを得ない人件費、生活扶助をはじめ法令によって支出が義務づけられている扶助費、負債の償還に要する公債費とされています。
- ※4 扶助費 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、また市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- ※5 公債費 市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
- ※6 経常収支比率 使い道を制限されない地方税、普通交付税などによる収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合で、自治体の財政の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

### (3) 産業

#### ① 就業人口

筑後市の就業人口は、人口の増加とともに着実に増加しており、今後もその傾向が続くと考えられます。また産業別就業人口の割合は、全国的な傾向と同じく、第一次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が大きく増加しています。



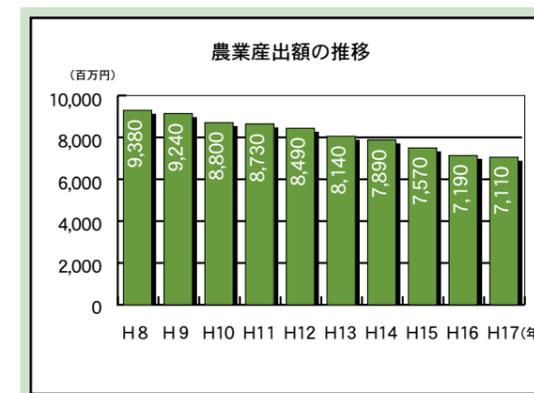
#### ② 産業別生産額

##### 1) 農業産出額の推移

農業産出額については、前年比0~5%マイナスの緩やかな減少を続けています。

これは、後継者の不足に起因した農家数の減少が大きく影響しています。

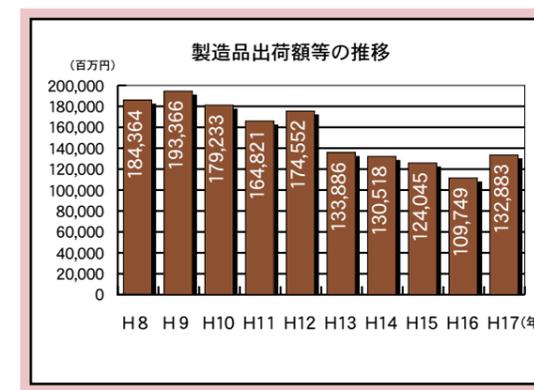
また、農産物の輸入増加による価格低下や農産物のブランド化が進んでいないことなども要因として考えられます。



##### 2) 製造品出荷額の推移

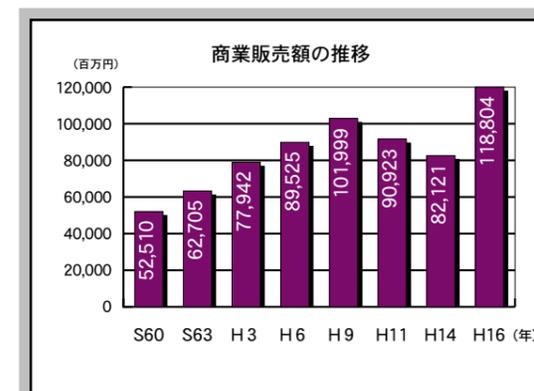
製造品出荷額については、バブル崩壊後の景気後退による、事業所数の減少やコスト軽減を目的とする企業の生産部門の海外移転などを要因に、平成9年をピークに減少傾向が続いていましたが、平成17年は増加に転じています。

これは、平成14年から始まったといわれる国の景気回復が、当市にも波及してきたものと推察されます。



##### 3) 商業販売額の推移

商業販売額については上昇傾向が続いていましたが、平成9年を境に減少となりました。しかし、16年に卸売業が大きな伸びを見せ、大幅な増加となりました。



## 5 筑後市の特性

### 歴史的特性

藩政のころは久留米藩に属し、南部は矢部川を境にして立花藩に接していました。羽犬塚は薩摩街道（坊津街道ともいう）の宿場町として栄え、参勤交代の大名行列や旅人でにぎわったと伝えられています。

近代では、明治21年に県道（昭和57年に国道442号となる）の開通、明治24年に九州鉄道羽犬塚駅（現JR羽犬塚駅）の開通により、現在と同様に交通の要衝を担ってきました。

昭和29年4月1日に「町村合併促進法」に基づき、八女郡羽犬塚町、水田村、古川村、岡山村の一部が合併し筑後市が誕生しました。その後、三潁郡西牟田町、八女郡下広川村の一部を編入した後、旧西牟田町の一部を三潁郡へ分離して現在に至っています。

#### 1) 位置

本市は、福岡県南部の筑後平野のほぼ中央部に位置し、北に久留米市、東は八女市、南はみやま市、西は大木町に隣接しています。おおむね平坦な地形を持つ東西7.5km、南北8.2km、総面積41.85km<sup>2</sup>の都市です。津江山系に源を発する矢部川が市の南端を西流し、肥よくな土壤に恵まれ、西部にはこの地方特有のクリーク地帯が広がっています。

#### 2) 地形と地質

地形は、東部から西部に向かって緩い傾斜を持った標高5～40mの平坦地となっています。

市域の南には一級河川の矢部川が蛇行して西に流れ、有明海に注いでいるほか、これと並行して花宗川と山ノ井川が中央部を横断しています。

このほか、小規模河川や水路が市域全体を網の目状に流れ、特に西部の地域ではクリークが発達しています。

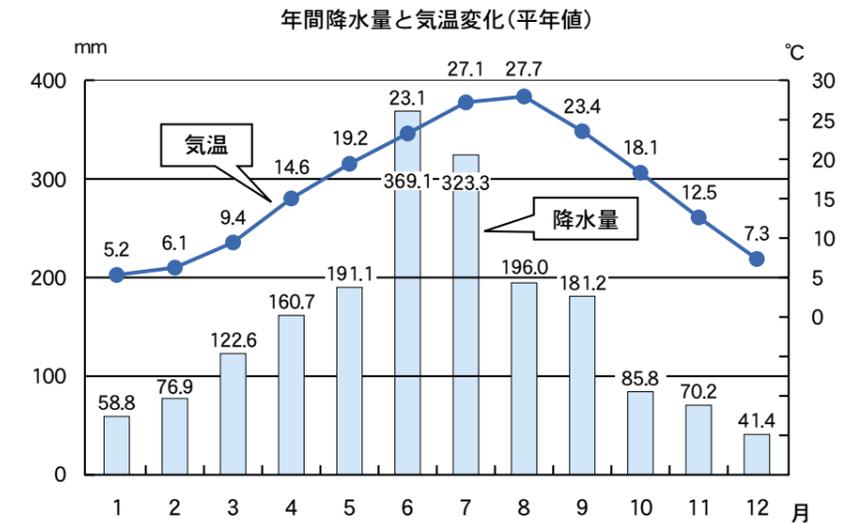
表層地質は、北東部の台地に「表土+砂れき+岩盤」が見られるほか、台地の南側の沖積層に泥層を主とした地域が広がっていますが、大半は砂層を主とする地域によって構成されています。

### 自然的特性

#### 3) 気候

本市の気候は、西九州内陸気候区のうち有明海型気候区に属しており、有明海からの南西風の吹き込みが多く、比較的温暖で穏やかな気候です。

梅雨期の6月に降水量が多く、夏季は高温多湿の時期が続くこともあります。



資料:九州沖縄農業研究センター

(\* 平年値は、1971～2000年《30年間》の平均値で示しています)

### 社会的特性



#### 1) 交通の利便性の高い都市

本市の中央をJR鹿児島本線が南北に縦断し、羽犬塚駅、西牟田駅及び船小屋駅の3駅を有しています。また、新たな拠点となる九州新幹線船小屋駅（仮称）が設置されます。JR鹿児島本線と並行して国道209号が走り、市の中央部を東西に走る国道442号と交差し、更に市の東部には、九州自動車道が南北に走っています。八女市との境には八女インターチェンジがあり、交通の要衝になっています。

#### 2) 筑後平野の中央にある田園都市

総面積41.85km<sup>2</sup>のうち約6割が農地となっており、市街地を取り囲み、広大な田園地帯があります。とりわけ西部のクリーク地帯は、筑後平野の特徴をなすものであり、また、矢部川、花宗川、山ノ井川などの河川、北部地域にはため池が見られます。

#### 3) 企業誘致により発展した都市

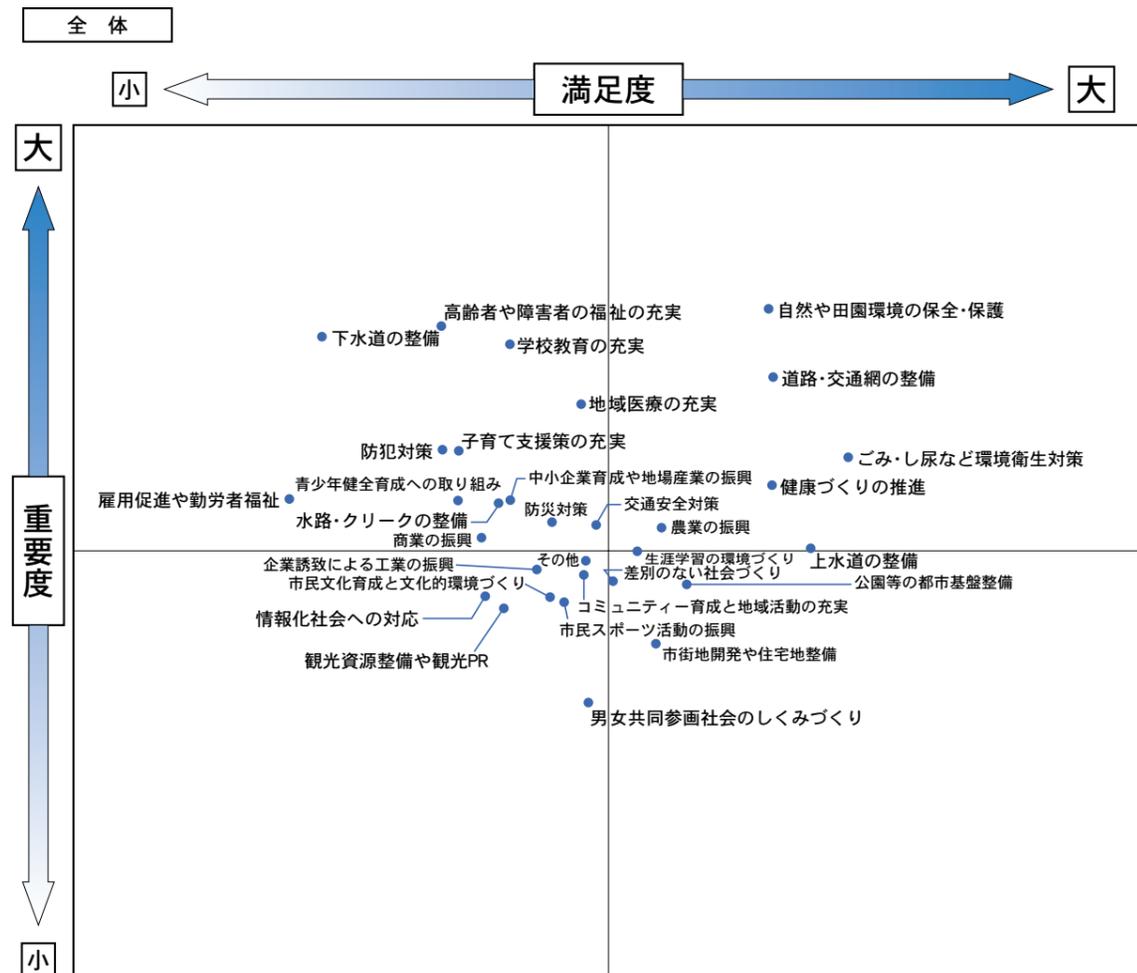
合併当初の人口は、約42,000人でしたが、ほかの農山村と同様に過疎化が進み、昭和45年には、38,000人にまで減少しました。昭和31年1月に工場設置奨励条例を制定し、交通の利便性の高い点を生かし企業誘致などを進めてきたところ、平成6年7月に人口が45,000人を超え、平成16年12月には48,000人を超えました。

# 6 市民アンケート調査結果

実施期間・・・平成17年6月11日（土）から6月26日（日）  
 調査対象・・・市内在住の18歳以上の市民3,000人  
 回収結果・・・1,074件（35.8%）

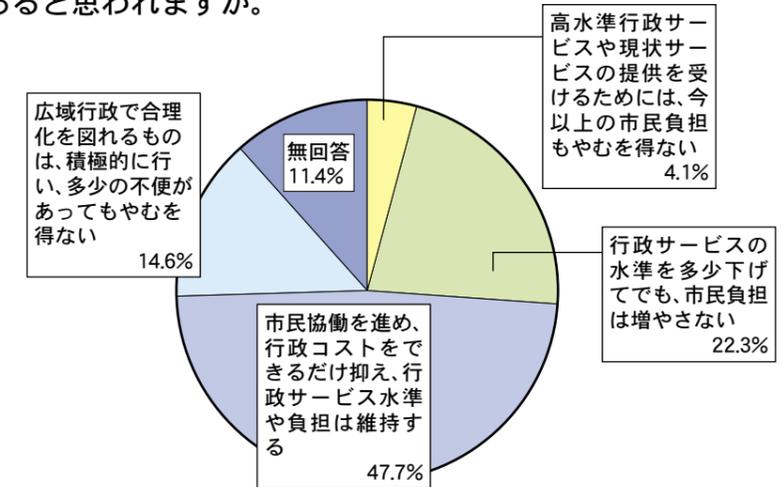
## 項目別まちづくりの満足度・重要度

まちづくりに関する30項目について、満足度、重要度を回答していただきました。

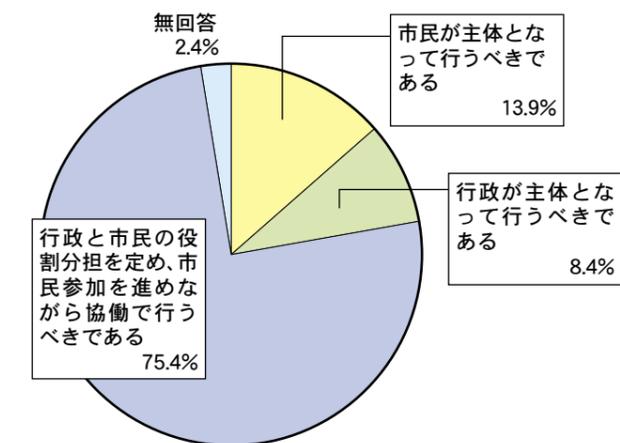


横軸（満足度）＝「満足である」と回答した人の割合－「不満である」と回答した人の割合  
 縦軸（重要度）＝「重要である」と回答した人の割合－「重要ではない」と回答した人の割合

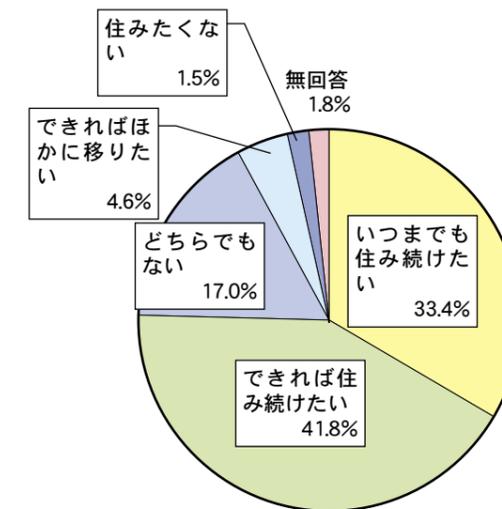
限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくためには今後どのような市政運営が必要であると思われますか。



これからのまちづくりの主体をどのように考えますか。



これからも筑後市に住んでいたいと思いますか。



## 7 筑後市の課題

### 1 都市基盤

公共下水道や河川、水路、クレーク、ため池などの整備及び適正管理による水質の改善が求められています。また、平成22年度完成予定の九州新幹線船小屋駅（仮称）周辺の整備や、道路網の整備による市内交通の円滑化が必要です。

地域の特性や周辺環境を生かした土地利用の推進や羽犬塚駅周辺など市中心部の活性化、高齢者、障害児・者にとって利用しやすい公共交通対策などが課題となっています。

### 2 自然環境

これまで利便性や豊かさを最優先してきたことで、自然環境破壊が進み、地球規模での深刻な環境問題に直面しています。次の世代に豊かな自然環境を引き継ぐことが重要な課題といえます。

この深刻な環境問題に対しては、市民一人一人の取り組みが重要です。そのため、ごみの減量化、省エネルギーの推進などの重要性を意識し、実行していくことが必要です。

また、市民の生活に潤いを与える水や緑などの自然環境を守り、安らぎのある生活環境づくりを進めることが求められています。

### 3 産業振興

地域が活性化し自立していくためには、産業の振興が欠かせません。県内有数の食料供給地域である本市の農業においては、地域の創意工夫で魅力ある農業を展開することにより、農業経営の法人化などの多様な形態による担い手を確保することが重要な課題です。

また、県営筑後広域公園や新幹線駅設置をまちづくりに生かして、商業や観光を活性化させ雇用の創出や経済活動の活性化へつなげることが必要です。

本市の基幹産業である工業においては、工場の撤退などが続いたことで事業所数や製造品出荷額が低迷しており、新たな産業の創出や企業誘致の推進が必要です。

### 4 保健・福祉・医療

本市の高齢化は、今後も更に進んでいくことが予想されます。こうした中で、市民が幼少期から高齢期に至るまで健康であり続けるためには、食育などを通じ市民全体の健康づくりへの意識と意欲を高めることが必要です。また、これからは健康を損なわないための予防への取り組みに重点を置き、県内でも高い状況にある医療費の適正化が求められています。

また、子どもを産み育てることに不安がなく、障害児・者や高齢者とその家族が安心して暮らせる支援体制を充実することや地域の人々がお互いに支え合う地域福祉を推進することが課題です。

### 5 教育・文化

将来を担う子どもたちは社会の宝であり、その可能性を伸ばす教育環境整備や、豊かな心と健やかな身体を育むための学校・家庭・地域の連携による取り組みが求められています。

生涯学習、文化芸術・スポーツ活動、郷土文化の継承など、自己表現や地域貢献の機会にふれ、生きがいを感じられる活動に市民が主体となって、積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、お互いを認め合い大切にするまちづくりが必要です。

### 6 市民生活

人口増加、都市化の進展などに伴い市民の価値観が多様化し、人と人との結びつきが希薄になっています。

心のふれあいがあり安らぎに満ちたまちづくりのため、また、子育て支援、高齢社会への対応、防犯対策、環境保全など様々な領域における課題の解決には、地域社会の役割が重要になっています。

本市を更に魅力あるまちにするために、市民一人一人が地域に愛着を感じ、国際感覚を身につけ、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、協働して問題解決に取り組むことが求められています。

また、大量に定年を迎える団塊の世代※<sup>1</sup>といわれる方たちの体験や知識を生かした地域づくりも必要です。

### 7 行財政運営

少子高齢化の進行や地方分権の進展により、これまでのような画一的な行政運営ではなく、その地域の市民のニーズにあった地域独自の行政運営が求められています。

地域独自の適切な行政サービスを継続的に提供するためには、行財政基盤の強化が必要不可欠です。そのためには、限られた財源を有効かつ効率的に使うことが重要であり、市民との協働の推進、行政が担ってきた分野の見直し、重点的に取り組む分野の選択や、市町村合併も視野に入れた近隣自治体との連携を図ることなどが必要となります。

また、市民の利便性の向上をめざした情報化の推進にあたっては、適切な情報管理が求められています。

※1 **団塊の世代** おおむね昭和22(1947)年から昭和24(1949)年に生まれた世代をいい、その人口は約800万人にのぼります。平成14(2002)年から平成16(2004)年に生まれた子どもが約338万人だったことと比較すると、この世代の人数の多さがよくわかります。

## ◆本論◆

### 8 筑後市の将来像

#### 緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市

私たちのまち筑後市は、温暖な気候、豊かな田園環境に恵まれていることから、古来、農業を基盤として豊かな生活が営まれてきました。また、交通の要衝の地にあることから、人や物の交流の拠点としてのまちでもありました。

近年、社会経済状況の変化により、地域社会のしくみや地域住民同士のコミュニケーションのあり方までもが変わってきています。また、行政面においても地方分権が進んでいく中で、自治体における行政が果たす役割も大きく変わってきています。

このような中で、市民と行政が情報を共有し、また、対話を進め、共通の認識を持ち、みんなで知恵を出し合い、力を合わせて「協働のまちづくり」を進めていくことが必要です。

市民一人一人が個人として尊重され、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができる社会をつくるため、私たちのまちの将来像を、「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」と定めます。

# 9 将来の人口規模

## ①人口・世帯数

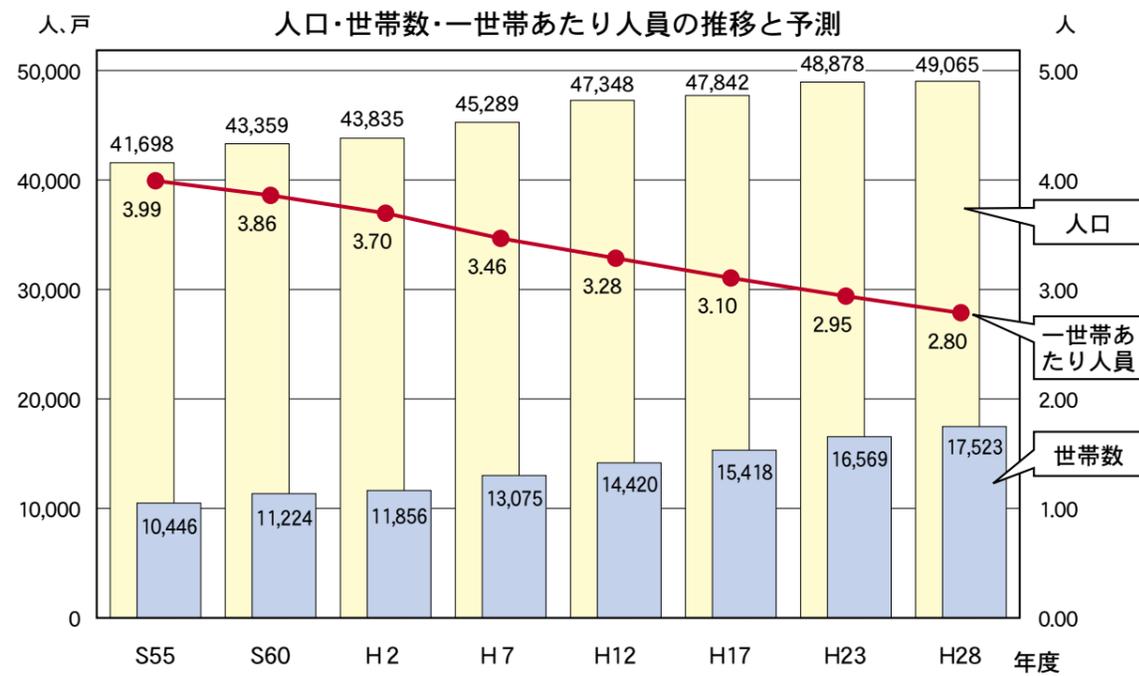
本市においては、周辺市町村に見られる人口減少の傾向がなく、微増ではありますが増加傾向が続いていますが、全国的な減少傾向の影響もあり、平成30年度ごろをピークに減少へ転換するものと想定します。

市が独自に推計した人口予想においては、計画の最終年度である平成28年度人口を49,065人、中間年度である平成23年度人口を48,878人と見ていますが、九州新幹線開通やバイパスの整備など利便性の向上などの要因からの人口増を見込み、最終年度（平成28年度）50,000人、中間年度（平成23年度）49,000人と想定します。

また、世帯数は増加傾向にあり、その傾向は今後も続くものと想定されます。

一世帯あたり人員は、年々減少していますが、核家族化の進行や老人世帯の増加などの要因により、今後もこの減少傾向が継続するものと思われます。将来の世帯数は、平成28年度17,523世帯（一世帯あたり2.80人）と想定します。

**目標年度(平成28年度)の総人口 50,000人**  
**中間年度(平成23年度)の総人口 49,000人**

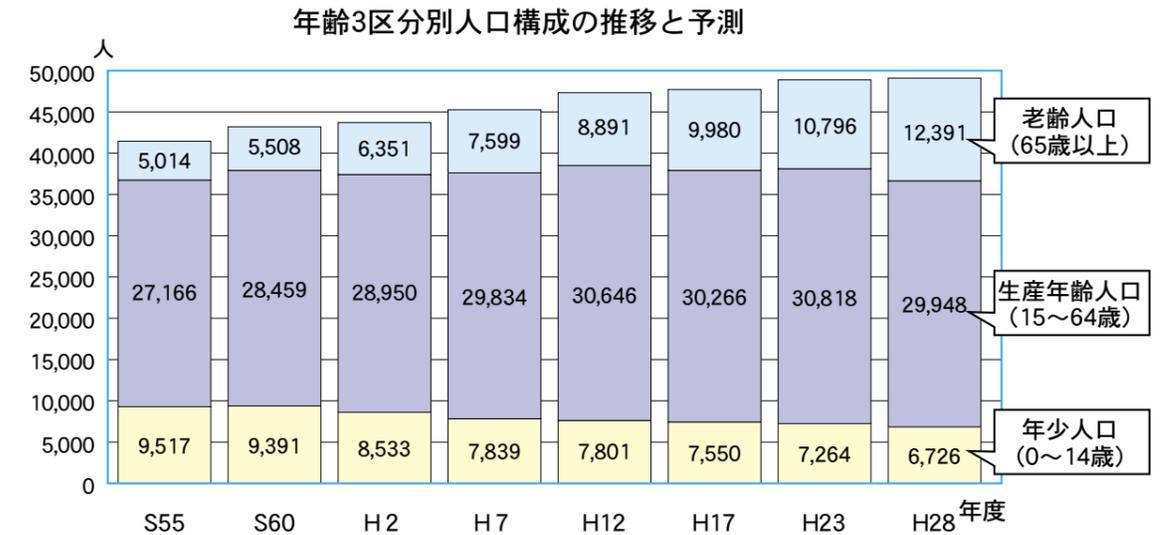


資料: 国勢調査、住民基本台帳

## ②年齢別構成

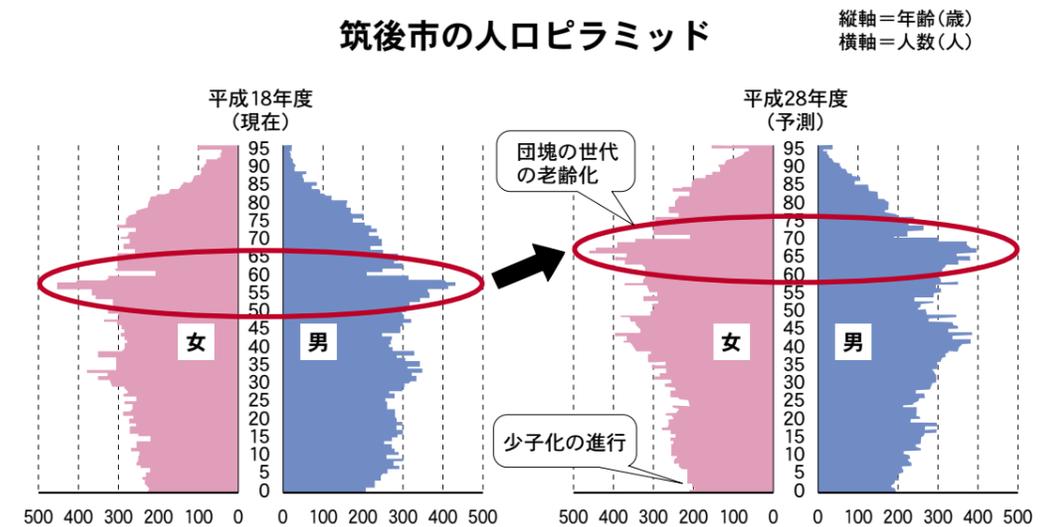
筑後市は、全国的な高齢化傾向と同じく、高齢人口の比率が上昇傾向にあり、このまま推移すると平成12年度に18.8%（約5.3人に1人が65歳以上）だった比率が平成28年度には25.3%まで伸び、4人に1人は65歳以上という高い割合となることが予想されます。これは平均寿命が伸びてきていることや、「団塊の世代」と呼ばれる年齢層が高齢人口へ流入することが大きな原因のようです。

また、更に出生数の減少による少子化の進行も加わり生産年齢人口、年少人口の割合はともに低下すると予測されます。



資料: 国勢調査、住民基本台帳

※推計値については、平成18年3月末の住民基本台帳の数値を利用した市の人口推計による数値を元にコーホート法により算出しました。



# 10 土地利用構想

## 土地利用の方針

筑後市の持つ地勢的特性、また、交通の要衝としての地理的な特性を十分踏まえ、無秩序な開発や用途の混在化を防ぎ、生活環境の豊かさを保つよう、また、地域の活力が維持・向上するように計画的な土地利用を図ります。

### 1 都市的土地利用※1 を行う地域

都市計画用途地域※2 を含む都市計画用途ゾーン及び市域軸※3 上の地域は都市的土地利用を図ります。

都市計画用途ゾーン以外の地域であっても筑後市の置かれている地理的な特性などを生かす視点に立ち、九州新幹線船小屋駅（仮称）周辺地域、国道209号、国道442号、国道442号バイパス沿線地域あるいは周辺市町との連絡道である県道主要地方道の沿線地域については都市的土地利用を視野に入れ、効果的かつ適切な土地利用を図ります。

### 2 農地的土地利用を行う地域

農業振興地域内農用地及びその周辺地域は、田園ゾーンとして、農地的土地利用を図ります。

食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場、自然や農業を介した人々の交流の場として、特に、営農環境の整備・改善を進める視点に立った土地利用を図ります。

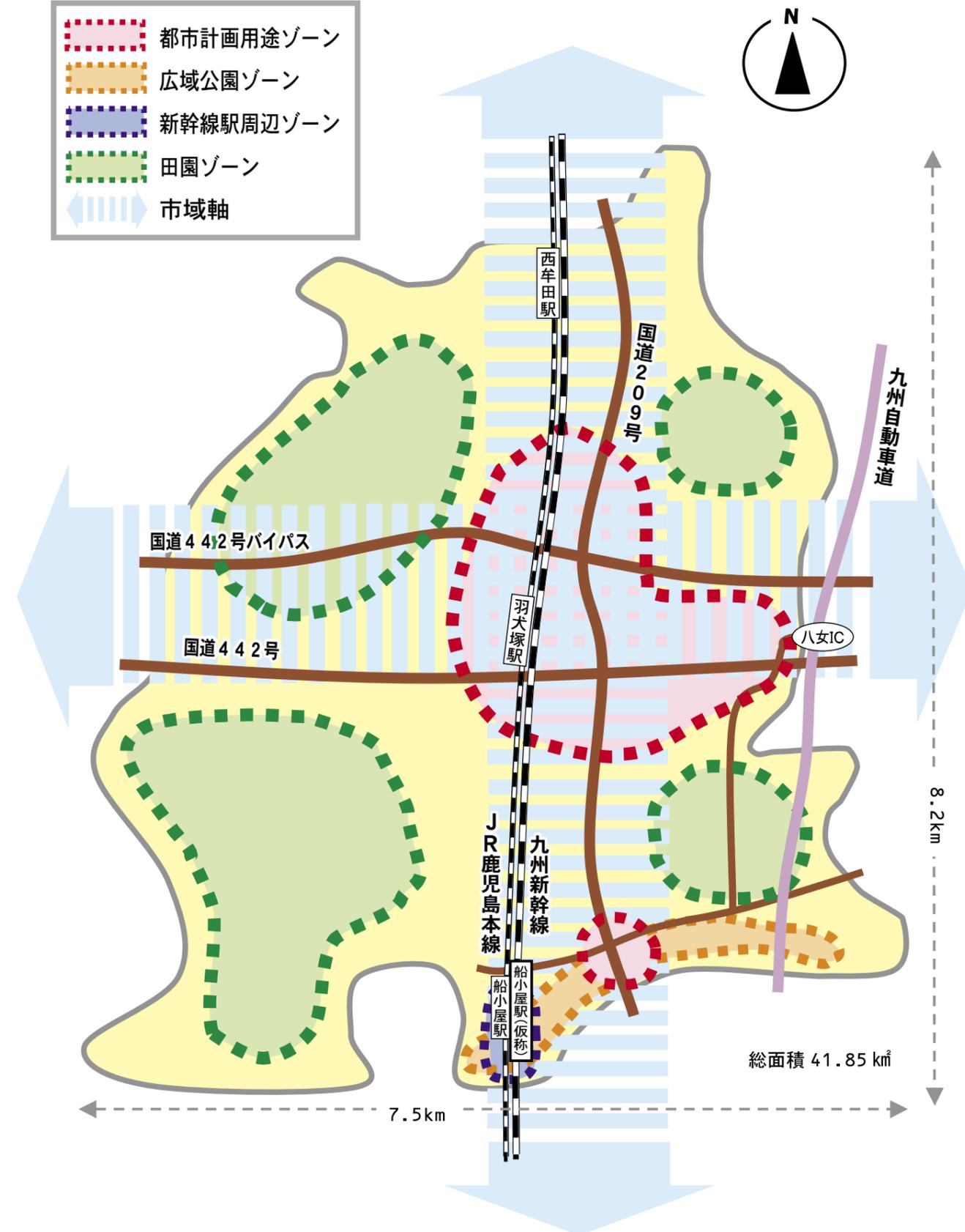
一方、集落内では、水や緑に囲まれた各地区の特性を多彩に生かし、生活の場としての快適性、利便性などを高め、集落機能の維持向上に必要な施設機能などの整備に努めることにより、多世代にわたって定住できる環境を整えていきます。

- ※1 **都市的土地利用** 住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに供するための土地利用のこと。
- ※2 **都市計画用途地域** 住居、商業、工業などの建築物を機能的に配置し、建築物の用途や高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりを行うための区分です。
- ※3 **市域軸** 市民の生活を支える住居・商業・業務などの都市的機能の集積地区及びそれらをつなぐ道路・交通の有機的なつながりのこと。

## <土地利用構想図>

### 凡例

-  都市計画用途ゾーン
-  広域公園ゾーン
-  新幹線駅周辺ゾーン
-  田園ゾーン
-  市域軸



# 11 施策の大綱

筑後市の将来像「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」を実現するため、次の七つの政策を定めます。

## 都市基盤

### 政策1 ー安全で快適な生活を支えるまちづくりー

道路、水路や公共下水道などの都市基盤の整備を計画的に進め、秩序と安らぎのある快適なまちづくりに努めます。

また、九州新幹線船小屋駅(仮称)設置に伴って、利便性を高めるために駅周辺の整備を進めるとともに、各公共交通機関との連携を図り市内交通の円滑化を進めます。

#### 施策

- 1-1 安全な水道水の安定供給
- 1-2 下排水処理施設などの整備
- 1-3 消防・救急体制の整備
- 1-4 秩序ある市域の整備
- 1-5 公共交通の確保と駅の利便性向上
- 1-6 道路整備による利便性の向上

## 自然環境

### 政策2 ー資源・環境にやさしいまちづくりー

水辺環境と緑や田園環境の保護・整備を進めるとともに、自然環境を保護することの重要性を理解し、行動するための取り組みを行います。

また、市民、行政、事業所の協働で、大量生産、大量消費というこれまでの生活スタイルを見直し、ごみの減量化、再利用、再資源化に取り組み、資源・エネルギーの保全に努め、環境に負担の少ない循環型社会の実現をめざします。

#### 施策

- 2-1 自然環境の保護と環境意識の醸成
- 2-2 循環型社会の形成
- 2-3 河川・水路などの維持管理

## 産業振興

### 政策3 ー豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくりー

地域の活力となる産業を振興するため行政と関係団体の連携を取りながら、農業をはじめとする産業全体の振興に努め、新たな雇用の創出による経済活動の活性化をめざします。

特に、既存産業の振興にとどまらず、企業誘致に積極的に取り組むとともに、産業界、産学間連携などにより地域の特性を生かした新たな産業の育成に努めます。また、県営筑後広域公園や新幹線駅設置を生かした広域連携によるまちづくりを進め、地域全体の商業・観光の活性化をめざします。

#### 施策

- 3-1 農業の振興
- 3-2 工業の振興
- 3-3 商業・観光の振興
- 3-4 勤労者福祉の向上

## 保健・福祉・医療

### 政策4 ーいきいきと健康なまちづくりー

すべての市民がいきいきと健康で暮らせるように、健康で暮らせるまち、安心して子育てができるまち、高齢者が元気に暮らすまち、障害児・者が自立して社会参加できるまちなど、幼児から高齢者までが生きがいを持って暮らせるまちをめざします。

そのために、行政による福祉施策と地域の住民同士の支え合い、助け合いのしくみが補完し合ったまちづくりを進めます。

#### 施策

- 4-1 子育て支援の充実
- 4-2 健康づくりの推進
- 4-3 高齢者福祉の充実
- 4-4 障害児・者福祉の充実
- 4-5 低所得者福祉の充実
- 4-6 地域福祉体制の整備

## 教育・文化

### 政策5 -創造性と豊かな心を育むまちづくり-

学校教育においては、生きぬく力と思いやりの心を育む教育の充実に努め、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもたちを育てていきます。

また、市民が集い、学び、語り合い、いきいきとした活動を続けることができるように、施設などを十分に活用し、生涯学習・スポーツ活動の充実に努めます。

本市の伝統・郷土文化を知り、ふるさとに愛着を持ち、ふるさとを大切にすまちづくりを進めます。

また、国籍、出身地、性別などを超えてお互いを大切に、分け隔てなく社会に参加できるまちをめざします。

#### 施策

- 5-1 学校教育の充実
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習・スポーツの推進
- 5-4 伝統文化・郷土文化の継承
- 5-5 男女共同参画社会の推進
- 5-6 人権・同和教育の推進

## 市民生活

### 政策6 -協働によるまちづくり-

行政が持っている情報を積極的に公開、提供し、行政区や公民館などの地域での活動支援、ボランティア・NPO法人の育成や活動支援を行い、市民と行政の信頼関係を築き、協働への意識を高めます。

また、市民間の交流機会を増やし、市民の持つ知識や体験を世代や職業などを超えて活用することで、市民と行政、地域の住民同士が協力し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

#### 施策

- 6-1 市民協働の推進
- 6-2 積極的な広報・広聴の展開
- 6-3 市民との協働による防災体制の充実
- 6-4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり
- 6-5 市民との協働による交通安全体制の充実
- 6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり

## 行財政運営

### 政策7 -新たな社会の形成へ向けて-

情報化の推進にあたっては、個人情報の保護など情報管理を徹底したうえで、市民の利便性の向上や業務の効率化を図ります。また、行政評価の考え方により、現況に対応した弾力的な施策や事務事業の見直しを行い、効率的で効果的な行財政運営を推進します。

コストや成果を重視する行財政運営のために職員の意識改革を進め、市民にわかりやすく、問題解決へ向けた対応が迅速にできる組織づくりに努めます。

近隣市町村との連携を取り、市民の生活圏に対応した効率的なサービス提供をめざします。

#### 施策

- 7-1 情報化の推進と管理
- 7-2 効率的な行財政運営の推進
- 7-3 市民から信頼される職員・組織づくり
- 7-4 広域行政の推進

## 12 計画実現のために

### 意識改革

地方分権の進展、三位一体の改革などにより、今までの考え方・やり方では対応できない状況が出てきます。これからのまちづくりは行政（職員）の意識、市民の意識を変えることが必要です。

### 情報の共有化

市民と行政が相互理解し信頼関係を持って、力を合わせてまちづくりを進めていきます。そのために行政が持っている情報を積極的に開示し、市民との情報の共有化を図り、開かれた行政運営に努めます。

### 新しいしくみづくり

前例踏襲や縦割りといったこれまでの慣習やしきみにとらわれず、限りある財源を効果的・効率的に使うために、市民とともに新しい自治のしくみづくりを進めます。

